

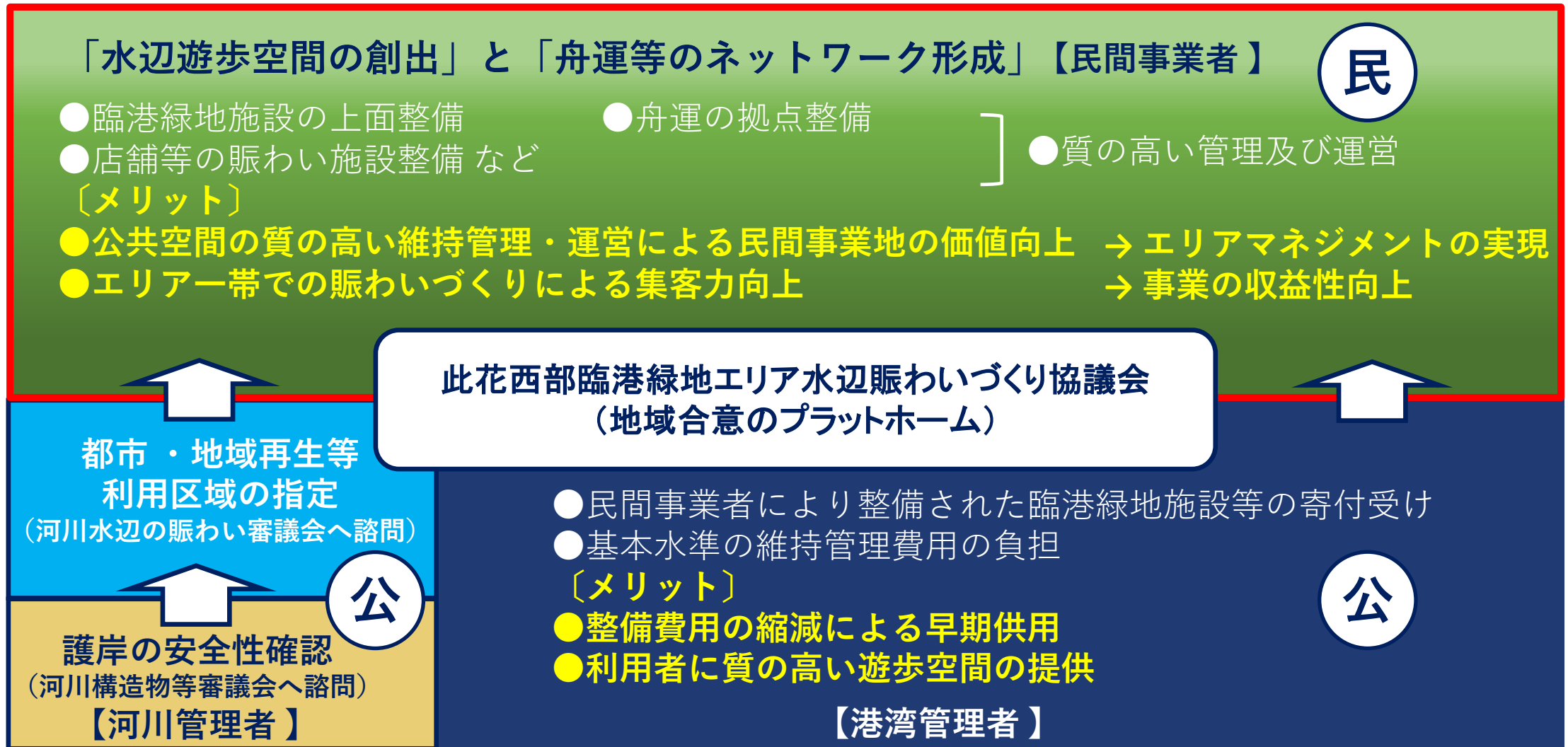
IV. 構想の二つの柱【2. 舟運等のネットワーク形成】

2. 海のリゾートネットワーク(臨海部)と水の回廊ネットワーク(都心部)をつなぐ 水上交通や次世代モビリティなどの結節拠点として多様なネットワークを形成



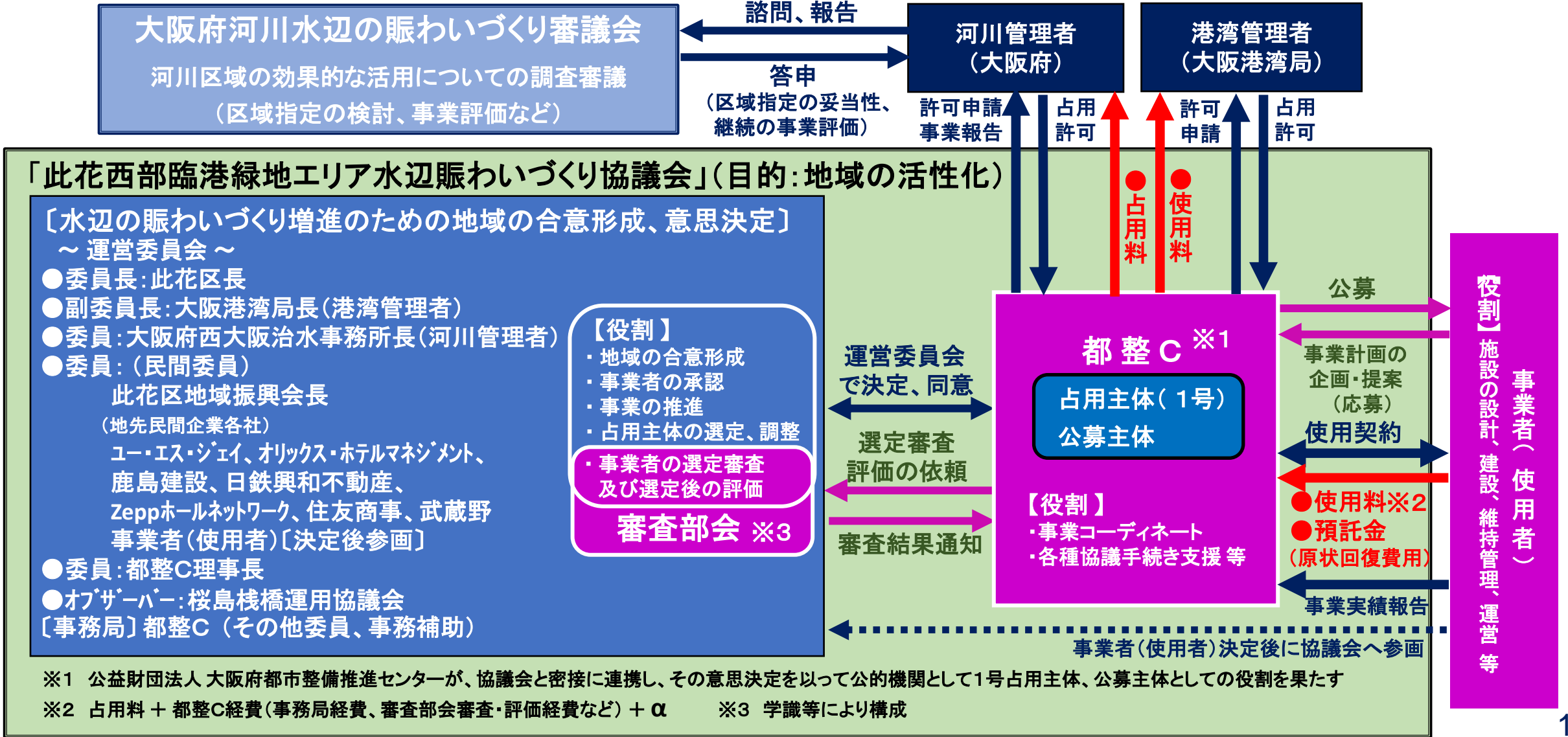
V. 事業のスキーム

都市・地域再生等利用区域の指定による民間活力の導入 ～ 公民連携 桜島モデル ～



V. 事業のスキーム

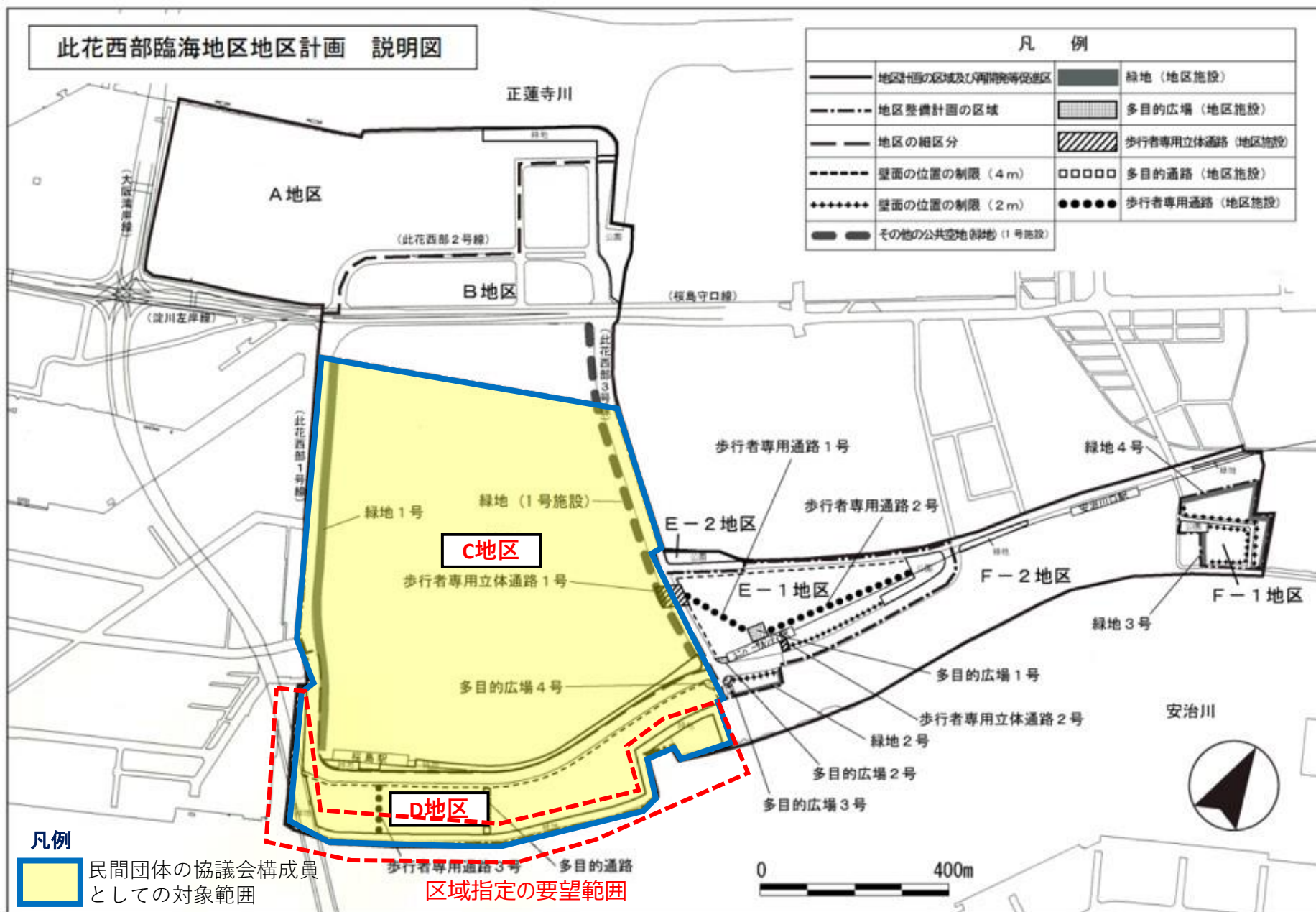
- 大阪市長から大阪府知事(河川管理者)に対して「都市・地域再生等利用区域」の指定を要望し、それを受け知事が「大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会」に諮問、そしてその区域指定妥当の答申に基づき、知事から此花西部臨港緑地エリアの「都市・地域再生等利用区域」の指定を受ける。(26頁 参照)
- 臨港緑地として大阪港湾局が河川敷の占用許可を包括的に受けているが、都整Cが、事業者の店舗等の収益施設を設置する範囲の許可を別途受け、事業者は、都整Cとの使用契約に基づき、当該施設の運営管理に関する一切の責任を負う。なお、事業者の整備する臨港緑地施設については、別途、港湾管理者と事業者で協定を締結し、相互の役割を確認する。



※1 公益財団法人大阪府都市整備推進センターが、協議会と密接に連携し、その意思決定を以って公的機関として1号占用主体、公募主体としての役割を果たす

※2 占用料 + 都整C経費(事務局経費、審査部会審査・評価経費など) + α ※3 学識等により構成

V. 事業のスキーム（民間団体の協議会構成員の対象範囲）



此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会規約の参考図「此花西部臨海地区地区計画 説明図」（大阪市）に加筆

V. 事業のスキーム（審査部会）

此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会審査部会設置規約 第2条 所掌事務

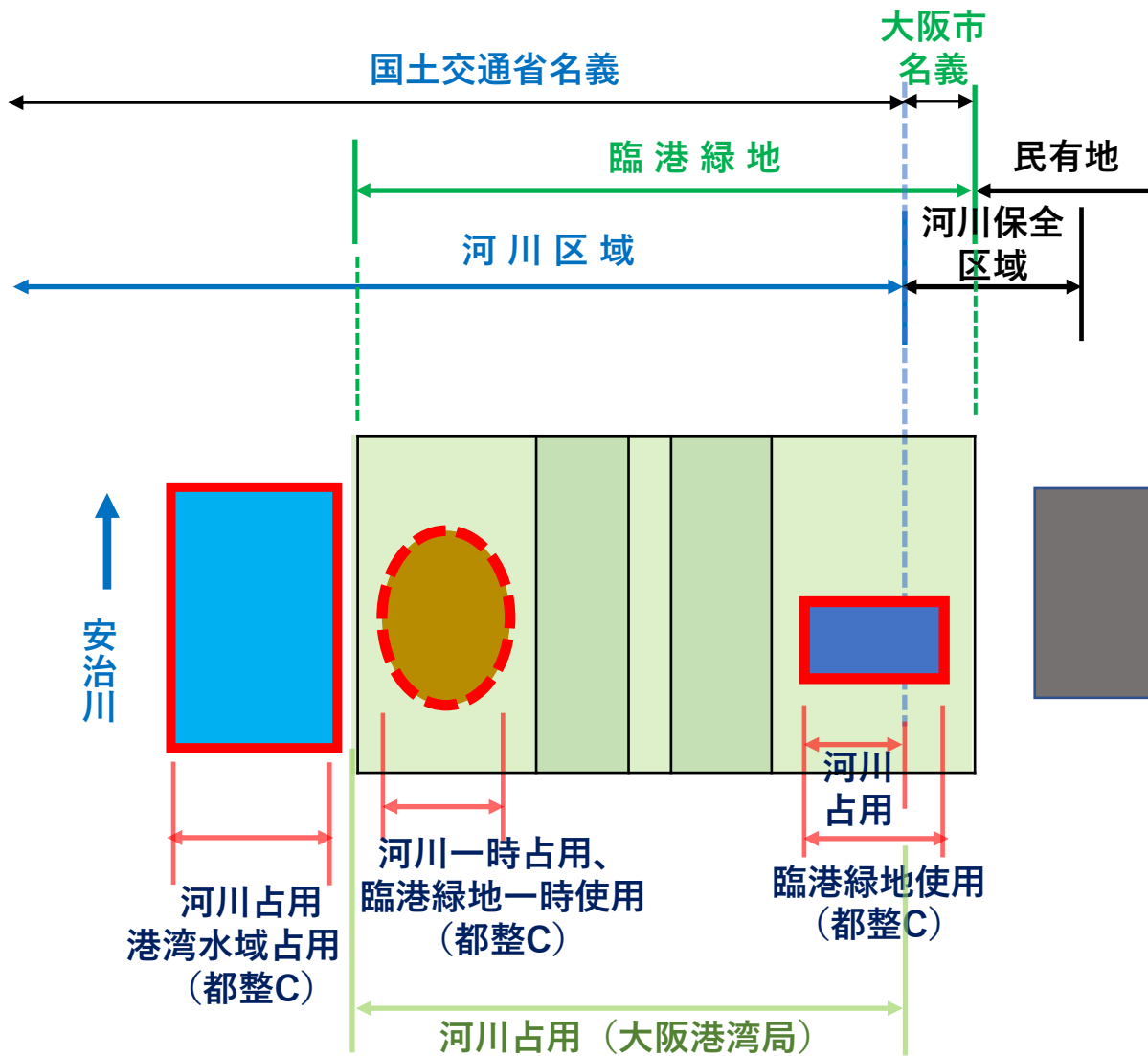
- (1) 此花西部臨港緑地エリアの河川区域等を恒常的に利用する事業者の募集・選定等の審査に関すること
➡ 民間事業者による、エリアでの事業提案を審査
- (2) 本エリアの河川区域等の恒常的な利用に係る評価に関すること
➡ 年度の事業実績を評価 年度1回以上開催
- (3) その他本エリアの利用に必要な事項の審査に関すること
➡ 利用についての課題解決などへのアドバイスを求めることも視野に入れて運営

【審査部会委員の構成】

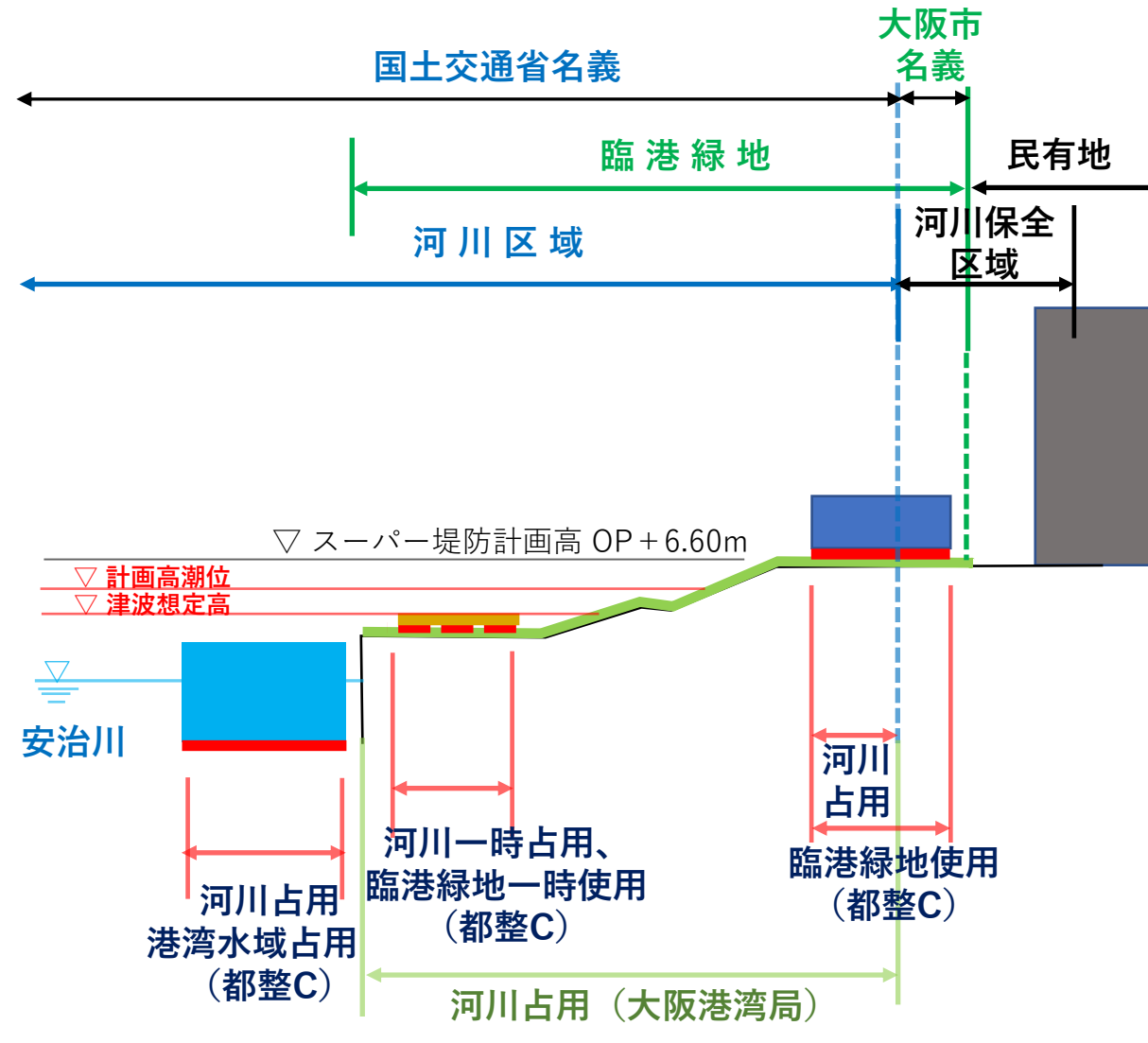
	所 属	職・氏名
学 識	大阪府立大学大学院	准教授 武田重昭
会計士	蒲生武志公認会計士・税理士事務所	会計士 蒲生武志
弁護士	大阪本町法律事務所	弁護士 橋本匡弘
行 政	大阪市	此花区長 高橋英樹

（事務局：公益財団法人 大阪府都市整備推進センター）

V. 事業のスキーム【事業の対象区域（占用許可の形態）】



平面図



横断図